



Q・災害対策、緑豊かなまちづくり基金創設を

A・新たな創設は考えていない

Q

「災害は忘れた頃にやってくる」の諺がある。昨年の東日本大震災後、国民全体の災害に対する認識が大きく変わった。豊山町も今後想定外な災害を経験するかもしれない。

第4次総合計画の中で、「都市と緑が調和する町」「緑豊かな生活空間」「等まちづくり指針が述べられている。全面積の3分の1が空港敷地、隣り合わせて三菱重工、中央を国道41号線、その

西側には北部市場と続く。大袈裟に言えば、コンクリートの町と言っても過言ではない。

やすらぎのある、緑豊かなまちづくりを進めるには、財源が必要となる。

この2つの基金創設についての見解を問う。

A

「災害対策基金」の創設について

は、地方財政法第4条の4で、財政調整基金の使用について、財源不足に充てる場合と、災害対策費、大規模建設事業費、財産取得費、地方債繰上償還費の4つの経費を規定している。

従って、財政調整基金は、災害対策費への使途

を本来の目的・役割としているため、新たな創設は考えていない。

「緑豊かなまちづくり基金」については、地方自治法第241条第1項で特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産と規定している。

基金は、既に事業化を前提とし、かつ、財政計画上事業資金を確保しておくことが必要となる場合に設置するものである。

従って、緑豊かなまちづくりに関する新たな基金の創設についても、考えていない。



緑豊かなやすらぎ空間